

2011年4月18日

日本消化器内視鏡学会

支部長 各位

**評議員名簿の発行及び支部評議員の本学会事務局への登録の徹底等**

拝啓

うらかな季節を迎え先生におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、評議員名簿の発刊及び支部評議員の本学会事務局への登録の徹底等については、2011年4月14日開催の理事会において別紙のとおり承認されました。

第1の評議員名簿については、プライバシーの保護と本学会運営上等の情報提供等を円滑に進める観点に則り作成し発刊することが決定しました。

第2の支部評議員の本学会事務局への登録の徹底については、一部未登録の支部評議員がいることが判明しましたので、この登録の徹底を図ることが決定しました。

なお、この詳細については、別紙のとおりです。

今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

社団法人 日本消化器内視鏡学会

理事長 上西 紀夫

総務委員会担当役員 田尻 久雄

## 平成 23 年度 評議員名簿の発行について

### 1 評議員名簿の発行

- ・評議員名簿の最終発行年月：2008 年（平成 20 年度）12 月

### 2 評議員（社員）名簿の作成（法的解釈）

- ・個人情報保護上、評議員（社員）名簿に係る規定は設けられていないので、原則的には、本学会が評議員（社員）名簿を作成することは自由である。ただし、次の「個人情報保護法」に掲げる規定に留意する必要がある。

#### ※個人情報保護法第 15 条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

#### ※個人情報保護法第 18 条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

#### ※個人情報保護法第 23 条

個人情報取扱い事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

### 3 評議員名簿の発刊について

- ・評議員名簿については、情報保護法、かつ、評議員名簿としての利用目的や機能等を円滑に進める点、並びに学会としての公益性の点から、次のと

おり作成する。

《より円滑な情報交換へ配慮案》

- ① 氏名 ②勤務先名と勤務部署 ③勤務先住所・電話番号・FAX 番号
- ④ メールアドレス（任意・選択事項）
- ⑤ 自宅住所と電話番号・携帯番号（任意・選択事項）

注）メールアドレスの名簿掲載については、任意・採択事項であり  
ますが、本学会事務局へは必ず登録することとします。

本学会事務局へメールアドレスの登録がない場合は、本学会から  
の情報提供に際して不利益を生じる可能性がありますのでご留意  
ください。

理事会 (2011. 4. 14) 承認

### 支部評議員の本学会事務局への登録徹底など

2011年1月29日、支部評議員に「第82回の演題募集の会告」を送付の際に、改めて10支部に「支部評議員数」の再確認をしたところ、「約1,500名が未登録である」ことが判明した。

この未登録である支部評議員については、直ちに本学会事務局への登録を実施すべきであるが、この登録によって新たな検討課題を生じる恐れがある。

具体的には、「1996年(平成8)年4月の理事会において、『支部評議員については英文誌会員とする』旨の決定がされているため、支部評議員が本部登録を済ませた場合には、該当支部評議員に対して英文誌会員費(年9,000円)の請求(英文誌も同時に送付)されることとなる。」

しかしながら、現状を見てみると、支部評議員等に対して上記規定の徹底が必ずしも十分ではないと思われることから、今後、1年間の周知徹底期間(猶予期間)を設け、その後は、この規定どおり実施していくこととする。

#### (参考) 英文誌会員に関する決定事項

- ① 1989年(平成元年) Digestive Endoscopy の発行にあたり、理事会及び評議員会において審議し、本誌の発行と維持継続を図るため、『役員及び評議員については英文誌会員とする』旨の決定がされている。
- ② 1996年(平成8)年4月の理事会において、同様な理由から、『支部評議員については英文誌会員とする』旨の決定がされている。

※理事会議事録 (Gastroenterological Endoscopy1996 Vol138 Nov)

『地方評議員へ英文誌を配布することが提案され承認された。』